

笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 花巻市立笹間第一小学校及び笹間第二小学校（以下「統合校」という。）の円滑な統合を実現するため、笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 統合校の学校経営に関すること。
- (2) 統合校の教育課程に関すること。
- (3) 統合校のPTA活動に関すること。
- (4) 統合校の通学体制に関すること。
- (5) 統合校の備品、文書等の取扱いに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合準備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合校のPTA役員等
- (2) 統合校の教職員
- (3) 笹間地区コミュニティ会議、笹間地区行政区長会及び横尻地区教育環境を考える会の代表者
- (3) 西南地区教育振興協議会及び横尻地区教育振興協議会の代表者
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員は、無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(役員会)

第7条 委員会に役員会を置く。

2 役員会は、委員長、副委員長及び第10条第4項に規定する部会長をもって構成する。
(会議)

第8条 委員会及び役員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議等)

第9条 前条に規定する会議及び次条に規定する専門部会の会議(以下この条において「会議等」という。)は、委員又は部会員(以下この条において「委員等」という。)が他の用務により遠隔の地にいるとき、交通機関の麻痺等により会議場への交通手段が確保できないとき、その他特に必要と認めるときは、次項に定めるところにより、各委員等が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行うことができる。

2 前項に規定する方法によって、会議等を行う場合には、当該会議等に必要な装置が設置された場所であって委員長又は部会長が相当と認める場所を、委員等ごとに指定して行うものとする。この場合において、当該方法により会議等に参加する委員等であっても、会議等に出席した委員等とみなす。

(専門部会)

第10条 委員会は、所掌事務の推進のため、専門部会を設置する。

2 専門部会は、第2条の協議事項に係る資料収集、相互の連絡調整及び関連する事務を行うものとし、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第8条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日において開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

別表（第10条関係）

部会名	委員	協議事項
学校経営部会	小学校長	1 教育目標、校内運営組織、校内研究に関する事 こと。 2 その他学校経営（運動着・上履きの検討を 含む。）に関する事 こと。
教育課程部会	教職員	1 教育課程、日課時程表に関する事 こと。 2 学校行事、児童会、生徒指導、交流学習等 に関する事 こと。 3 その他教育課程に関する事 こと。
P T A部会	教職員 P T A役員等	1 P T A組織運営（組織編制、規約、役員選 出、運営計画）に関する事 こと。 2 通学体制（通学方法、安全対策等）に関す る事 こと。 3 その他P T A及び通学体制に関する事 こと。
管理・事務部会	教職員	1 設備備品（学校備品、教材、図書等）、保存 文書等の整理に関する事 こと。 2 学校施設に関する事 こと。 3 その他管理・事務に関する事 こと。